

令和8年度和歌山一番星アワード賞選定・認定商品 PR イベント企画運営業務 業務委託仕様書

1 委託業務の目的

和歌山県内で製造される優れた県産品を厳選し、認定・推奨する和歌山県産品推奨制度（以下「和歌山一番星アワード」という。）に関する PR イベントを開催するとともに、当該イベントを契機とした雑誌・WEB 等各種メディアによる情報発信を行うことにより、認知度向上、ブランド化及び認定商品の販路拡大を効果的に推進することを目的とする。

2 委託業務の名称等

(1) 業務名

令和8年度和歌山一番星アワード賞選定・認定商品 PR イベント企画運営業務

(2) 委託業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

3 委託業務の概要

テレビ、雑誌等のメディア関係者や、SNS 等 WEB メディアにおいて発信力のある者及び流通関係者（以下「メディア関係者等」という。）を招待し、和歌山一番星アワードのグランプリ商品等の選定・発表を行うとともに、認定商品の PR の場としてイベントを開催する。

また、和歌山一番星アワードの認知度向上及び認定商品の流通・消費の拡大を図るため、イベント開催の前後において、雑誌、WEB、SNS 等を活用した効果的なプロモーションを実施する。

4 想定するイベントの概要

(1) 開催場所

東京都内のホテル、飲食店、イベントスペース、商業施設、物販店舗 等

(2) 参加者

事業者：認定商品を有する事業者 20者程度

審査委員：和歌山一番星アワード審査委員 8名

招待者：メディア関係者等 100名程度（審査委員を含む）

(3) イベント内容

次の要素を必ず含めること。

- ・認定商品の体験、展示、試食、試飲（各事業者によるブース設営）
- ・グランプリ候補商品を有する事業者5者程度による PR（プレゼンテーション、動画上映等）
- ・審査委員及び招待者による投票を通じた受賞商品の選定及び発表
- ・認定商品や県産品を使用した食事の提供
- ・事業者とメディア関係者等との交流機会の創出

(4) 参考スケジュール

令和8年4月：申請に関する募集要領等公表

7月：申請受付開始

8月：一次審査

9月～：二次審査

令和9年1月：法令確認

2月～：認定商品（20商品程度）決定

グランプリ・準グランプリ等を決定するイベントの開催（本仕様書業務）

5 委託業務の内容

(1) PR イベントの企画・運営

(ア) 主な業務

- ・ イベント内容の企画・立案
- ・ 会場の選定
- ・ スケジュール作成および進行管理
- ・ 当日の会場準備、受付、案内、運営、撤去
- ・ 問合せ対応
- ・ 運営スタッフ、司会者及び必要機材等の手配
- ・ イベント広報（SNS 等による発信を含む）
- ・ 招待者の確保及び調整
- ・ 招待者による発信成果の取りまとめ
- ・ 参加事業者との連絡調整
- ・ アンケート実施および参加事業者へのフィードバック
- ・ その他本業務に付随する一切の業務

(イ) 企画提案に関する考え方

- ・ 上記【4 想定するイベントの概要（3）イベント内容】に記載のイベント要素は必ず盛り込むこと。
- ・ その他、本業務の目的達成に資する独自の企画提案がある場合は積極的に提案すること。

(ウ) 招待者の取扱い

- ・ 招待者の選定は、県と協議の上で決定すること。
- ・ 招待人数は、提案内容に応じて県と調整すること。

(エ) 費用の範囲

- ・ 委託料には、会場借上げ費、設営・装飾費、食事提供費、運営に必要な人件費、物品費、機材費等、イベント実施に必要な一切の経費を含めるものとする。
- ・ 当日の準備に支障が生じないよう、午前中の設営時間を含め必要な会場使用時間をあらかじめ確保するとともに、当該時間に係る会場使用料についても本委託料に含め、別途契約が生じないよう留意すること。

(2) メディアを活用した情報発信

イベントの前後を通じて、和歌山一番星アワードの認知度向上と認定商品の販路拡大につながる情報発信を実施すること。

(ア) 主な業務

- ・雑誌、WEB、SNS等を活用したプロモーションの企画及び実施
- ・発信媒体、掲載回数、発信方法等の提案
- ・イベントの訴求力を高めるための事前及び事後の広報
- ・必要に応じたメディア露出及び拡散施策の実施

(イ) 留意点

- ・具体的な媒体、掲載内容及び掲載回数等は、提案内容を踏まえ、県と協議の上で決定すること。
- ・単なる告知にとどまらず、認定商品の魅力及びブランド価値が伝わる内容とすること。

5 実績報告書

委託業務完了の日から起算して10日以内、又は令和9年3月31日（水）のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式任意）を提出し、検査を受けること。

6 留意事項

- (1) 業務の履行に当たっては、業務内容を十分理解し、県と密に連絡調整を行うこと。
- (2) PRツール等には、「和歌山一番星アワード推奨マーク」を表示すること。
- (3) 業務上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。契約終了後も同様とする。
- (4) 個人情報等を適正に取り扱い、個人の権利利益を侵害しないこと。契約終了後も同様とする。
- (5) 成果物に関する著作権、所有権その他一切の権利は和歌山県に帰属するものとし、著作者人格権を行使しないこと。
- (6) 県は成果物を自由に二次利用（再編集を含む印刷物の制作等）できるものとする。
- (7) 受託者が、特許権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となるものを使用した結果生じた責任については、受託者が負うものとする。
- (8) 県が行う検査、報告徴収等には誠実に対応すること。契約終了後も同様とする。
- (9) 受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。
- (10) 仕様書の変更が必要な場合は、事前に県と協議し、承認を得ること。
- (11) 企画提案した内容は、原則として実施すること。事業実施に大きな影響が生じた場合は、県と受託者で協議の上、業務内容又は委託料を調整すること。
- (12) 契約終了時には、必要な引継ぎデータを一般的なファイル形式で県又は県の指定する者に提供すること。なお、その費用は受託者負担とする。
- (13) この仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、県と受託者が協議して定めること。